

## 騒音規制法に基づく特定施設の届出について

- 1 対象施設 騒音規制法施行令別表第1に掲げる施設（別紙参照）
- 2 提出期限 特定施設の設置工事に着手する30日前まで  
ただし、次のいずれかに該当する場合は、届出不要です。  
①特定施設の種類ごとの数を減少する場合  
②特定施設の種類ごとの数が、直近の届出の数の2倍を超えない場合
- 3 提出書類
- (1) 特定施設設置届出書（様式第1）  
※既に他の特定施設（その種類及び能力は問わない。）を設置している工場・事業場の場合は、「特定施設の種類ごとの数変更届出書（様式第3）」による。
- (2) 別紙（特定施設の構造及び使用の方法等）
- (3) 上記2の提出期限を過ぎている場合 → 遅延理由書（任意様式）
- (4) 添付書類  
(ア) 工場・事業場の付近の見取図  
(イ) 特定施設の配置図（敷地内の建物の配置を含む。）  
(ウ) 特定施設の構造や能力等の詳細が分かるもの（仕様書、図面など）  
(エ) 騒音防止施設の説明資料  
※（1）と（2）の様式は、町ホームページにも掲載しています。
- 4 提出部数 2部  
※1部は正本をコピーしたもので構いません。
- 5 届出先 さつま町役場 町民環境課環境係  
※届出書を作成した方（担当者）の氏名及び連絡先を必ず添えて、ご提出ください。

お問合せ先

鹿児島県薩摩郡さつま町宮之城屋地 1565 番地 2  
さつま町役場町民環境課環境係  
Tel.0996-53-1111（内線 2127）